

平成25年度  
外来生物問題調査検討業務  
報告書

平成26（2014）年3月

環境省自然環境局 野生生物課



## 平成 25 年度外来生物問題調査検討業務 要約

近年、海外から人為的に導入された外来生物が、我が国の生物多様性に対する大きな脅威となっている。このため、生態系等に被害を及ぼす又は及ぼすおそれのある外来生物を適正に管理するとともに、既にまん延して被害を及ぼしている外来生物については防除を促進することにより、その被害を防止することを目的とした「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」が平成17（2005）年6月に施行され、輸入規制や適正な管理の実施、野外での防除等が進められている。さらに、本年（2013）6月にはその一部を改正する法律が公布され、施行に向けた具体的検討も進められている。本業務では、科学的かつ効率的な外来生物対策の推進に資することを目的とし、以下のことを実施した。

### 1. 外来生物の侵入実態等に関する情報収集

特定外来生物と疑われた生物等に係る問い合わせに対応して、40件の同定の支援を実施した。また、貨物等に紛れて非意図的に導入されること等により特定外来生物が侵入・定着するおそれが特に高い、海外からの物資の搬入量の多い港湾や空港等を中心に、モニタリング調査（3指定空港及び16港湾、1海浜公園）を実施し、すでに定着が確認されている5港（東京港、横浜港、三河港、大阪港、神戸港）と神戸市須磨海浜公園で、アルゼンチンアリの生息や分布拡大を確認した。また、横浜港の既知アルゼンチンアリ発生地である横浜市中区本牧埠頭から約3.6km離れた横浜市中区かもめ町にて、アルゼンチンアリの新たな発生を確認した。新たな確認地点については、より詳細な調査を実施した。さらに、千葉県のセアカゴケグモの確認情報を元に、発生確認地点を中心にモニタリング調査したが、本調査においてセアカゴケグモは確認されなかった。また、侵入確認地域における越冬態の確認も行ったが、越冬個体の他、巣跡、卵嚢は確認されなかった。

その他、特定外来生物等のうち、代表的な26種の分布情報について既存資料の収集を行うとともに、防除の確認・認定主体へのアンケート調査結果を整理し、防除の実施状況について地域別にとりまとめを行った。

さらに、輸入の際に種類名証明書の添付が必要な生物について、税関で回収された種類名証明書（2,651件分）を整理し、輸入動向に係る分析を行った。

### 2. 今後の外来生物対策に係る検討

今後の外来生物対策について、昨年度に引き続き、外来種被害防止行動計画（仮称）（以下単に「外来種被害防止行動計画」という。）の策定と侵略的外来種リスト（仮称）（以下単に「侵略的外来種リスト」という。）の作成に向けて、「外来種被害防止行動計画策定会議」及び「愛知目標達成のための侵略的外来種リスト作成会議」を各2回ずつ開催した。さらに、侵略的外来種リストの作成にあたり、別途、分類群ごとに検討を進める必要があ

ると考えられた植物と魚類については「ワーキンググループ（以下WGとする）会合」を設置し、植物WG会合を2回、魚類WG会合を1回開催した。さらに、外来種被害防止行動計画及び侵略的外来種リストについて、NPO・NGO及び関係事業団体からの意見を聴取するため、これらの会議の委員との意見交換会を開催し、これらの検討結果について取りまとめた。

また、非意図的導入対策を検討するにあたり、輸入品等に非意図的に付着・混入して導入される外来種の現状を把握するため、情報収集、サンプル調査、ヒアリング調査等を実施し、その結果をとりまとめた。

その他、産業用に利用されているマルハナバチの利用方針検討のための現状把握を行い、これを基に今後想定される利用方針案について専門家による意見交換会を実施した。

### 3. 外来生物法の制度改正に伴う検討

外来生物法の改正により、輸入品等に特定外来生物が付着・混入していた場合の消毒・廃棄命令が新たに規定され、その消毒基準について主務省令または告示で定めることが予定されていることから、関連する情報収集・整理を行うとともに薬効試験を実施し、基準案を作成した。

また、同改正により、特定外来生物が交雑することにより生じた生物を選定の対象とすることが可能となるため、交雑により生じた生物あるいは侵入初期等で緊急に対応すべき種等を中心に、特定外来生物等として指定すべき生物についての情報を収集・整理した。その上で、専門家による会合を計4回開催して特定外来生物等に指定される種の選定を行った。

### 4. 防除マニュアルの改訂

平成24年度に実施した防除モデル事業の検証結果を踏まえ、オオクチバス等、アライグマ、カミツキガメの3種類について、防除マニュアルの改訂を行った。

## Summary of research on the issue of alien species in fiscal year 2013

In recent years, anthropogenically introduced alien species have been posing a serious threat to biodiversity in Japan. It was in this context that the Invasive Alien Species Act came into force in June 2005, aiming at preventing these species' adverse impact on ecosystems through their appropriate management and control. Furthermore, the Act for Partial Revision of the Invasive Alien Species Act was promulgated in June 2013, and detailed discussion has followed regarding the enactment of the Act. In this project, we conducted the following activities to promote scientific and effective management of alien species.

### 1. Collecting information on the actual introduction conditions of alien species:

We provided assistance in identifying 40 suspected invasive alien species in response to inquiries from the competent authorities. In addition, we have conducted monitoring surveys at three designated airports, 16 seaports and a beachfront park (Kaihin Koen) where many goods from abroad are distributed, with high risk of unintentional introduction and establishment of invasive alien species.

The survey result confirmed the occurrence or expanded distribution of the Argentine ant (*Linepithema humile*) at Suma Kaihin Koen in Kobe city, in addition to five seaports where it was already known to be established: namely, the ports of Tokyo, Yokohama, Mikawa, Osaka, and Kobe. The Argentine ant was also newly confirmed to live in Kamome-cho, Naka-ku, Yokohama City, located approximately 3.6 km from Honmoku Pier, which is known as the original invasion point of the Argentine ant in the Port of Yokohama. We closely investigated places where the Argentine ant had been newly confirmed to live.

Based on information that the red-back spider (*Latrodectus hasselti*) had been confirmed in Chiba Prefecture, we performed a monitoring survey centering on the reported place of invasion, but its presence could not be confirmed. We also investigated the overwintering stage of the red-back spider at the place of invasion, but no overwintering individual, cobweb, or ootheca was confirmed to exist.

We collected documents regarding distributions of 26 typical invasive alien species; summarized the results of questionnaire surveys sent to organizations that had listed the 26 species regarding prevention of breeding and extermination; and examined the actual status of alien species control in each area where the species were known to exist.

Regarding imported living organisms, which are required to arrive with a certificate attached, we summarized 2,651 certificates collected at customs and analyzed import trends.

### 2. Examination of future measures against invasive alien species

To develop an Invasive Alien Species Control Action Plan (tentative) and Invasive Alien Species List (also tentative), we held two meetings of the Conference for the Development of Invasive Alien Species Control Action Plan and two meetings of the Conference for the Development of Invasive Alien Species List for the Achievement of

Aichi Biodiversity Targets in this fiscal year, the same as in the previous fiscal year. To develop the Invasive Alien Species List, we established separate working groups for plant and fish species, as it was considered necessary to examine them according to their taxonomical groups. We held two meetings of the plant working group and a meeting of the fish working group and summarized the results.

To examine measures against unintentionally introduced invasive alien species, we collected information and performed sample surveys and hearing surveys on the current status of species that had been introduced into Japan unintentionally, either attached to or mixed with imported goods, and we summarized the results. We also examined the current status of the bumblebee (*Bombus terrestris*) in order to establish guidelines for the bee to be used for agriculture. Based on the examination results, we held a meeting for experts to exchange opinions about a draft for guidelines that will be established in the future.

### 3. Examination of the revision of the Invasive Alien Species Act

Under the revised Invasive Alien Species Act, actions such as destruction and disinfection will be newly regulated for cases in which invasive alien species are attached to or mixed into imported goods, and the disinfection standards will be determined in the form of the ordinance or notification of the competent ministry. Toward this end, we collected and summarized related information, performed drug efficacy tests, and prepared a draft of the disinfection standards.

The revised Act also declares that organisms derived from cross-breeding between invasive alien species can themselves be designated as invasive alien species. Therefore, we collected and summarized information about prospective organisms to be designated as invasive alien species, centering on those derived from cross-breeding and those that had newly invaded Japan and for which urgent measures must be taken. Subsequently, we held four meetings of experts and selected which organisms to designate as invasive alien species.

### 4. Review of alien species control manuals

Based on the results obtained by verifying the model project of alien species control in fiscal year 2012, we reviewed control manuals for the large-mouth bass (*Micropterus salmoides*), raccoon (*Procyon lotor*), and common snapping turtle (*Chelydra serpentina*).

<目次>

I. 本業務の目的	1
II. 業務内容	2
1. 外来生物の侵入実態等に関する情報収集等	2
(1) 外来生物導入・定着の実態把握及び初期対応	2
1) 外来生物の同定	2
2) 定点モニタリング	44
3) 定点以外における現地調査	71
4) 分布情報等の集約	74
(2) 種類名証明書の添付が必要な生物の輸入情報の整理	99
1) 全体的な傾向	99
2) 植物	103
3) 昆虫類	103
4) その他	104
5) 記載内容に問題があった種類名証明書	105
2. 今後の外来生物対策に係る検討	106
(1) 外来種被害防止行動計画の作成	106
1) 外来種被害防止行動計画の目的	106
2) 外来種被害防止行動計画策定会議の開催	107
3) 外来種被害防止行動計画検討の成果	125
(2) 愛知目標達成のための侵略的外来種リスト作成	170
1) 愛知目標達成のための侵略的外来種リスト作成の目的	170
2) 愛知目標達成のための侵略的外来種リスト作成会議の開催	171
3) 侵略的外来種リスト作成に向けた植物ワーキンググループ会合の開催	183
4) 侵略的外来種リスト作成に向けた魚類ワーキンググループ会合の開催	194
5) 侵略的外来種リスト検討の成果	199
(3) 外来種被害防止行動計画及び侵略的外来種リストに関する関係団体への意見聴取	225
1) NPO・NGO 及び関係事業団体と委員との意見交換会の開催	225
2) 関連学会への意見聴取	238
(4) 非意図的導入対策の検討のための現状把握	239
1) 輸入品等に付着・混入して非意図的に導入される外来種の現状	239
2) 水産物（アサリ等）の輸入・流通実態及び外来種の混入状況調査	250
3) 飼料等の輸入・流通に伴う外来種の混入に関する現状調査	254
4) 釣り餌の輸入・利用状況の実態把握	264
5) 特定外来生物の付着・混入時が確認された場合の消毒方法等の対処に係る情報の整理	268

(5) マルハナバチの利用方針の検討	269
1) 現状把握	269
2) マルハナバチ利用方針検討会の設置・開催	269
3. 外来生物法の制度改正に伴う検討	284
(1) 輸入品等の消毒命令基準の策定	284
1) 調査・試験	284
2) 基準案の作成	292
(2) 特定外来生物の追加選定	293
1) 選定対象種の情報収集	293
2) 特定外来生物等分類群専門家グループ会合（哺乳類・鳥類）の開催	293
3) 特定外来生物等分類群専門家グループ会合（魚類）の開催	300
4) 特定外来生物等分類群専門家グループ会合（植物）の開催	303
5) 特定外来生物等専門家会合の開催	308
6) 選定種に係る意見・知見の集約	315
4. 防除マニュアルの改訂	327

## I. 本業務の目的

近年、海外から人為的に導入した外来生物が、我が国の生物多様性に対する大きな脅威となっている。このため、生態系等に被害を及ぼす又は及ぼすおそれのある外来生物を適正に管理するとともに、既にまん延して被害を及ぼしている外来生物については防除を促進することにより、その被害を防止することを目的とした「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下、「外来生物法」という。）が平成 17（2005）年 6 月に施行され、本法に基づき、生態系等へ被害を及ぼしているか及ぼすおそれのある「特定外来生物」の輸入規制や適正な管理の実施、野外での防除をすすめているところである。また、生態系等へ被害を及ぼすおそれがあるかどうか判定されていない外来生物を「未判定外来生物」に指定して輸入を規制するとともに、それらと区別が難しい生物については、各国の政府機関等により発行された種類名証明書等の添付を義務づけ、輸入時に確認を行っている。

外来生物法については、平成 24 年度に中央環境審議会において施行状況の検討が行われ、今後講ずべき措置について中央環境審議会から主務大臣に対して意見具申がなされた。意見具申の指摘事項を踏まえ、輸入品等の消毒・廃棄を命ずることができるようにする等の法律の改正が検討されている。また、平成 26 年夏頃を目途に外来種全般に関する総合戦略としての「外来種被害防止行動計画（仮称）」及び「侵略的外来種リスト（仮称）」を策定することを予定している。

本業務は、特定外来生物等の侵入実態及び防除・管理に関する国内外の科学的知見や情報の収集・整理、外来生物に係る情報収集、今後の外来生物対策のあり方の検討に係る評価・分析、法制度の改正に伴う検討等を行うことにより、科学的かつ効率的な外来生物対策の推進に資することを目的とした。

## Ⅱ．業務内容

### 1．外来生物の侵入実態等に関する情報収集等

外来生物の国内への侵入実態を把握し、外来生物の適正な管理及び侵入予防に資するため情報を収集し、整理した。

#### (1) 外来生物導入・定着の実態把握及び初期対応

空港・港湾や野外等で発見された特定外来生物と疑われた生物について、夜間・休日を含む業務実施期間を通じ常に種の同定依頼に対応できる体制を構築し、環境省担当官の指示に基づき迅速かつ詳細な同定を行った。また、特に物資の流通量が多く、外来生物が侵入・定着するおそれの高い港湾や空港等を中心に、モニタリング調査を実施するとともに、現地関係者に対して防除に向けた助言を行った。

さらに、代表的な特定外来生物 26 種についての分布情報及び防除の実施状況等を、既存資料やアンケート調査の結果をもとに整理し、とりまとめた。

#### 1) 外来生物の同定

港湾や空港にて検疫時に発見されたり、野外やネットオークション等に出品されたりするなどして市民等からの通報のあった特定外来生物の疑いのある生物については、速やかな種同定と殺処分等の対応が重要である。そのため、外来生物の同定支援窓口

(ASIST: Alien Species Identification Support Team) を設定し、専用のメーリングリストと夜間・休日でも対応可能な専用携帯電話を配備して、種の同定依頼に対応できる支援システムの体制を構築した。同定支援には各分類群に精通した担当者及び必要に応じて外部専門家のネットワークを活用した同定作業を実施した。

平成 25 年度業務における同定依頼件数は、合計 40 件で、その内訳は哺乳類 1 件、爬虫類 7 件、両生類 1 件、昆虫等陸生節足動物 6 件、昆虫等陸生節足動物（クモ類）18 件、昆虫等陸生節足動物（サソリ類）2 件、陸生節足動物を除く無脊椎動物（甲殻類）1 件、植物 4 件であった（図 1）。このうち、特定外来生物が 11 件（哺乳類 1 件、昆虫等陸生節足動物（クモ類）6 件、昆虫等陸生節足動物（サソリ類）1 件、植物 3 件）、未判定外来生物が 2 件（両生類 1 件、甲殻類 1 件）、種類名証明書の添付が必要な生物以上が 2 件（昆虫等陸生節足動物（サソリ類）1 件、植物 1 件）認められた。

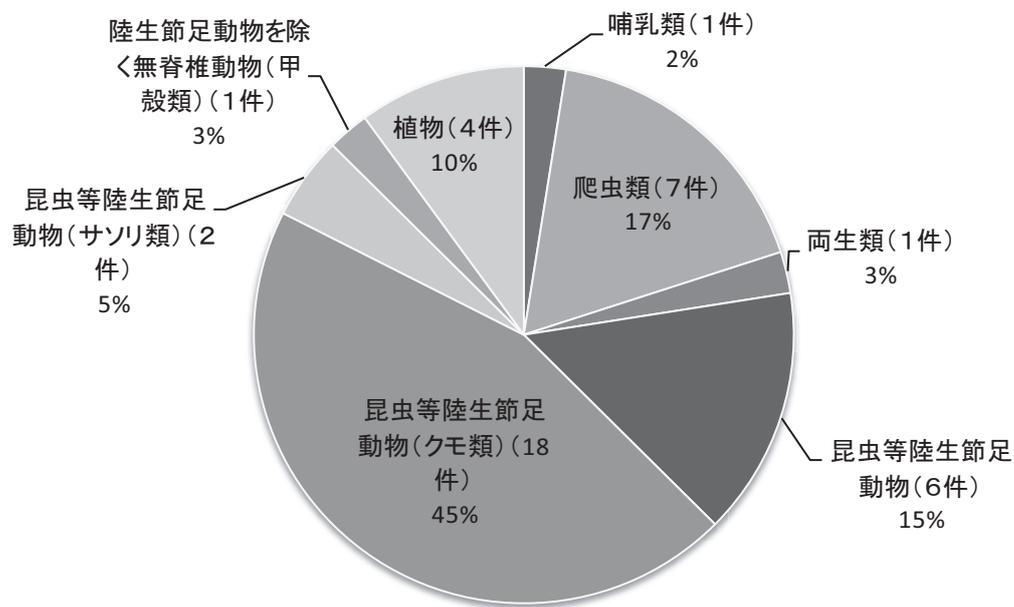


図1 同定依頼に対応した分類群の内訳

以下に、依頼のあった生物（40 件）に対する同定支援内容（発見場所・付着物、流通経路、発見状況、依頼元、依頼方法、同定者、判明種、法律上のカテゴリ、事後対応等）の概要を示した。

【哺乳類】

1. アメリカミンク *Mustela vison*

対応開始日	2013年12月9日
発見場所・付着物	福島潟内 潟来亭沖（新潟県新潟市） 刺し網（錯誤捕獲）
流通経緯	野外分布
発見状況	刺し網にからまって死亡していた本個体を地元漁師が発見した。鼻先から若干出血していたが、大きな外傷はみられなかった。
依頼元	発見者（一般個人）→環境省関東地方環境事務所
依頼方法	写真及び取得個体
同定者	（一財）自然環境研究センター、福江祐子氏（NPO 法人生物多様性「あーすわーむ」研究所）
判明種	アメリカミンク <i>Neovison vison</i> （外来種）
法制上のカテゴリ	特定外来生物
事後対応	特定外来生物アメリカミンク <i>Neovison vison</i> のオス個体とする同定結果を環境省関東地方環境事務所に報告した。
備考	下額にアメリカミンクの特徴である白い毛が確認された。また、同定精度を高めるため外部計測を行い、専門家（福江祐子氏）にも外部計測値及び写真を確認頂いた。

依頼元からの資料



【爬虫類】

2. オオアタマガメ *Platysternon megacephalum*

対応開始日	2013年6月12日
発見場所・付着物	東京税関東京外郵出張所（東京都江東区新砂3-5-14） 日本郵便株式会社東京国際郵便局内
流通経緯	香港より国際スピード郵便（EMS）を利用して送付。 香港（6月10日消印）→東京国際局（6月11日着）個人宛。
発見状況	6月12日、通関手続き中の国際郵便物からカメ3個体（大きさ10cm程度）を発見した。3個体は同一種と思われる。3個体とも紙製粘着テープで固定された上、個々に新聞紙でくるまれ、1つの紙箱に入れたものをEMSの箱に入れて郵送された。
依頼元	東京税関東京外郵出張所→環境省関東地方環境事務所
依頼方法	写真
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	オオアタマガメ <i>Platysternon megacephalum</i> （外来種）
法制上のカテゴリ	外来生物法における規制はなし サイテス附属書I掲載種（2013年6月12日より適用）
事後対応	外来種オオアタマガメ <i>Platysternon megacephalum</i> とする同定結果と、外来種であるが特定外来生物等には該当しないこと、2013年6月12日よりサイテス附属書I掲載種となることを環境省関東地方環境事務所へ報告した。
備考	頭部が甲に収まらないほど巨大で幅広いこと。その背面は平滑で目立った鱗に被われていないこと。腹甲が12枚のパーツから成ること。腹面を見ると3枚（程度）の下縁甲板をそなえること。尾が極端に長く、大型の鱗に被われること。甲長8cm 頭胴長10cm程度。 サイテス附属書掲載の効力は2013年6月12日から適用。

依頼元からの資料



3. アオダイショウ *Elaphe climacophora*

対応開始日	2013年7月12日
発見場所・付着物	民家（住宅団地内）（福島県いわき市） 民家の縁側
流通経緯	野外分布
発見状況	7月12日の朝、住民が自宅の縁側で蛇を発見し、捕獲する。 捕獲後、初めてみる蛇であったことと、捕獲場所が住宅団地内であったことから、特定外来生物の可能性を疑い、いわき市へ通報した。
依頼元	いわき市→環境省東北地方環境事務所
依頼方法	写真
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	アオダイショウ <i>Elaphe climacophora</i> （在来種）
法制上のカテゴリ	—
事後対応	在来種アオダイショウ <i>Elaphe climacophora</i> とする同定結果を環境省東北地方環境事務所へ報告した。
備考	全長1m程度。

依頼元からの資料



4. ホオグロヤモリ *Hemidactylus frenatus*

対応開始日	2013年7月16日
発見場所・付着物	名古屋港飛島埠頭（愛知県海部郡飛島村） コンテナ内（自動車部品）
流通経緯	ベトナム社会主義共和国（Hai Phong（ハイフォン港））（6/30出港）→中華人民共和国（Da Chan Bay（ダーチャンベイ港）/深圳市（Shenzhen））（7/4出港 中国でコンテナの開閉はなし）→日本（名古屋港飛島埠頭）（7/10入港）（海上輸送）
発見状況	7月10日に到着したコンテナ（自動車部品）に紛れていた当該個体1個体を、7月16日に生きた状態で発見・捕獲された。
依頼元	名古屋税関→環境省中部地方環境事務所
依頼方法	写真
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	ホオグロヤモリ <i>Hemidactylus frenatus</i> （外来種）
法制上のカテゴリ	—
事後対応	外来種ホオグロヤモリ <i>Hemidactylus frenatus</i> とする同定結果と、外来種ではあるが特定外来生物等には該当しないことを環境省中部地方環境事務所へ報告した。
備考	オス成体：頭胴長 55.7mm、尾長 62.4mm 体重 2.9g

依頼元からの資料



5. ホオグロヤモリ *Hemidactylus frenatus*

対応開始日	2013年8月20日
発見場所・付着物	名古屋港飛島埠頭（愛知県海部郡飛島村） コンテナ内（自動車部品）
流通経緯	インド（Nhava Sheva（ナバシェバ港）/Mumbai（ムンバイ市））（7/12出港） →日本（名古屋港飛島埠頭）（8/11入港）（海上輸送）
発見状況	8月11日に到着したコンテナ内の自動車部品の梱包用の空のプラスチックボックスに紛れこんでいた当該個体1個体を、8月18日に生きた状態で発見・捕獲した。
依頼元	名古屋税関→環境省関東地方環境事務所
依頼方法	写真及び検体
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	ホオグロヤモリ <i>Hemidactylus frenatus</i> （外来種）
法制上のカテゴリ	—
事後対応	ヤモリ科の一種とする同定結果と、外来種ではあるが特定外来生物等には該当しないことを環境省中部地方環境事務所へ報告した。
備考	—

依頼元からの資料



6. イロカエカロテス *Calotes versicolor*

対応開始日	2013年12月9日
発見場所・付着物	名古屋港 コンテナ内（積荷無し：返却パレットのみ）
流通経緯	中華人民共和国（Huangpu（黄浦/ファンプー港））（11/20 出港）→日本（名古屋港）（11/30 入港）（海上輸送）
発見状況	12月5日、荷主がコンテナを開けた際に貨物（空パレット）に紛れていた1個体を発見、捕獲した。日本から精密機械を中国に輸出し、その後のパレット返却時に混入があった。
依頼元	名古屋税関→環境省中部地方環境事務所
依頼方法	写真及び検体（生体）
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	イロカエカロテス <i>Calotes versicolor</i> （外来種）
法制上のカテゴリ	—
事後対応	イロカエカロテス <i>Calotes versicolor</i> とする同定結果と、外来種ではあるが特定外来生物等には該当しないことを環境省関東地方環境事務所へ報告した。発見個体はサンプルとして、生きた状態で当財団に送付していただいた。
備考	頭胴長 103.5mm、尾長 118.0mm（途中で欠損）、全長 221.5mm、体重 28.2g 雌成体と考えられる。出港時から自然研到着時（12月11日）までの11日間、水も食物も摂っていないと考えられるが、特に衰弱している様子は見られなかった。

依頼元からの資料



7. ニホンヤモリ *Gekko japonicus*

対応開始日	2013年12月12日
発見場所・付着物	仙台港（宮城県仙台市宮城野区） 一般倉庫会社の倉庫外壁
流通経緯	野外分布
発見状況	12月11日、一般倉庫会社（仙台市宮城野区）が管理する倉庫（合板、巻紙などの輸入品を収容するもの）の外壁に当該の動物1頭が貼り付いており捕獲した。この倉庫は東南アジアからの輸入品などの収容に使用していることから、外来生物であることを懸念して同定依頼があった。
依頼元	発見者（企業）→環境省東北地方環境事務所
依頼方法	写真及び検体（生体）
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	ニホンヤモリ <i>Gekko japonicus</i> （外来・在来不明）
法制上のカテゴリ	—
事後対応	日本にも生息している種であるニホンヤモリ <i>Gekko japonicus</i> とする同定結果を環境省東北地方環境事務所へ報告した。発見個体はサンプルとして、冷凍便で当財団に送付していただいた。
備考	頭胴長 41.0mm、尾長 12.4mm（付け根近くで欠損）、全長 53.4mm、体重 1.5g。雄幼体と考えられる。 四肢の第一指に爪がなく、指下板（四肢の指の裏側のひだ状構造）が二分しないこと、背面に顆粒状の大型鱗が散在すること、前肛穴を有し左右とも約 5 であること、側肛疣が左右とも 2 であること等から本種と判断された。 ニホンヤモリは本州から朝鮮半島、中国南部にかけて広く分布し、東北地方では稀であるが、宮城県に分布するとの情報もあり（大阪市自然史博物館編，1989. 日本の両生類と爬虫類）、国内外の他地域からの混入の可能性も、定着個体が発見された可能性もある。

依頼元からの資料



8. カロテス属の一種 *Calotes* sp.

対応開始日	2014年3月14日
発見場所・付着物	成田国際空港（千葉県成田市） 航空機の荷室
流通経緯	インドネシア共和国（Sukarno Hatta（スカルノハッタ国際空港）（Jakarta/ジャカルタ）（3/14 発地）→日本（成田国際空港）（3/14 到着）（空路）
発見状況	3月14日に航空機貨物室コンテナにおいて種不明の爬虫類1個体が発見された。同日、成田税関支署1ビル総括部門より成田自然保護官事務所に連絡があり、引き取った。体長約20cm。
依頼元	成田税関→環境省成田自然保護官事務所
依頼方法	写真及び検体（標本）
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	カロテス属の一種 <i>Calotes</i> sp.（外来種）
法制上のカテゴリ	—
事後対応	外来種カロテス属の一種 <i>Calotes</i> sp. であるとする同定結果と、外来種ではあるが特定外来生物等には該当しないことを環境省関東地方環境事務所と成田自然保護官事務所へ報告した。発見個体はサンプルとして、冷凍便で当財団に送付していただいた。
備考	（JWRC 13-8664/ SVL: 56.9, TaL: 149.3, BM: 3.8: sex:NA）

依頼元からの資料



【両生類】

9. ヒキガエル属の一種 *Bufo* sp.

対応開始日	2013年7月19日
発見場所・付着物	名古屋港飛島埠頭（愛知県海部郡飛島村） 40フィートコンテナ内（観葉植物3種類）
流通経緯	中華人民共和国（Xiamen（廈門／シャーマン（アモイ）港））（7/4出港）→ 日本（名古屋港飛島埠頭）（7/10入港）（海上輸送）
発見状況	7月10日に到着した40フィートコンテナ（観葉植物：サンセベリア、ドラセナ、フィスカス）を7月18日午後に開けたところ扉前に本個体2匹を発見・捕獲した。
依頼元	発見者（企業）→名古屋税関→環境省中部地方環境事務所
依頼方法	写真及び検体
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	ヒキガエル属の一種 <i>Bufo</i> sp.（外来種）
法制上のカテゴリ	未判定外来生物
事後対応	未判定外来生物ヒキガエル属の一種 <i>Bufo</i> sp. とする同定結果を環境省中部地方環境事務所へ報告した。
備考	2個体とも東南アジアを中心に広域分布するヘリグロヒキガエル <i>Bufo melanostictus</i> の可能性が高い。

依頼元からの資料



【昆虫等陸生節足動物（昆虫類）】

10. ヒメアリ属の一種 *Monomorium* sp.

対応開始日	2013年6月13日
発見場所・付着物	横浜港本牧埠頭コンテナターミナル（神奈川県横浜市中区） コンテナ内（積荷無し：返却コンテナ）
流通経緯	インド（Mundra（ムンドラ港））（4/2 積み込み）→ベトナム社会主義共和国（Catlai（カトライ港））（4/21 荷揚げ）→5/30 ベトナム社会主義共和国（Ho Chi Minh（ホーチミン港））（5/30 荷揚げ）→日本（横浜港本牧埠頭）（6/6 荷揚げ）（海上輸送）
発見状況	輸入で使用され、ターミナルへ空で返却されたコンテナの内部の木製の床部分に多数のアリ類が確認された。写真からは働きアリ多数と幼虫、蛹のようなものが認められたため、生殖虫とともにコロニーごとその場所に一時的に生息していたと考えられた。
依頼元	発見者（物流会社職員）→環境省関東地方環境事務所
依頼方法	写真及び検体（標本）
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	ヒメアリ属の一種 <i>Monomorium</i> sp. （外来種）
法制上のカテゴリ	—
事後対応	外来種ヒメアリ属の一種 <i>Monomorium</i> sp. とする同定結果と、外来種であるが特定外来生物等には該当しないことを環境省関東地方環境事務所へ報告し、関東地方環境事務所よりその旨を物流会社に報告した。物流会社にて市販の殺虫剤による殺処分が行われた。
備考	国内から記録されている種には該当せず、外来種と考えられる。

依頼元からの資料



11. アミメアリ *Pristomyrmex punctatus*

対応開始日	2013年6月27日
発見場所・付着物	耕作地（愛知県一宮市）
流通経緯	野外分布
発見状況	耕作地にて本種を確認した住民より、アルゼンチンアリではないかとの連絡を受けて捕獲したもの。
依頼元	発見者（一般個人）→愛知県一宮市→環境省中部地方環境事務所
依頼方法	写真及び検体（標本）
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	アミメアリ <i>Pristomyrmex punctatus</i> （在来種）
法制上のカテゴリ	—
事後対応	在来種アミメアリ <i>Pristomyrmex punctatus</i> とする同定結果を環境省中部地方環境事務所へ報告した。
備考	—

依頼元からの資料



12. トビイロケアリ *Lasius japonicus*

対応開始日	2013年7月10日
発見場所・付着物	民家内（宮城県岩沼市） 部屋内のラック下
流通経緯	野外分布
発見状況	1週間程前、部屋にあったラックの下にアリがいるのを発見。当初、隊列をなして多数みられた。ラックに置いていたはちみつが垂れたところに群がっていた。隣室にある台所の隙間から侵入したもよう。はちみつを除去したところ、アリは1匹のみとなった。
依頼元	発見者（一般個人）→環境省東北地方環境事務所
依頼方法	写真及び検体（標本）
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	トビイロケアリ <i>Lasius japonicus</i> （在来種）
法制上のカテゴリ	—
事後対応	在来種トビイロケアリ <i>Lasius japonicus</i> する同定結果を環境省東北地方環境事務所へ報告した。
備考	—

依頼元からの資料



13. オオアリ属の一種 *Camponotus* sp.

対応開始日	2013年12月6日
発見場所・付着物	物流会社倉庫（愛知県名古屋市港区） コンテナ内（玄武岩タイル、木製パレット 共に中国産）
流通経緯	中華人民共和国（Haikou（海口/ハイコー港））（11/14 出港）→日本（名古屋港）（11/30 入港）（海上輸送）
発見状況	物流会社職員が中国から輸入されたコンテナを開閉したところ、木製パレットや積荷の木枠にアリの卵及び成体が多数発見された。
依頼元	発見者（企業）→環境省中部地方環境事務所
依頼方法	写真及び検体（標本）
同定者	（一財）自然環境研究センター、寺山守氏
判明種	オオアリ属の一種 <i>Camponotus</i> sp.（外来種）
法制上のカテゴリ	—
事後対応	外来種オオアリ属の一種 <i>Camponotus</i> sp. とする同定結果と、外来種であるが特定外来生物等には該当しないことを環境省中部地方環境事務所へ報告した。
備考	物流業者に対しコンテナ燻蒸の依頼。物流会社より駆除業者へくん蒸を依頼、実施された。

依頼元からの資料



14. オオアリ属の一種 *Camponotus* sp.

対応開始日	2013年12月13日
発見場所・付着物	コンテナ内（ペットフード）
流通経緯	タイ王国→日本（福岡）（海上輸送）
発見状況	ペットフードを輸入したコンテナ内に混入していたものを発見した。100匹程度混入していた。
依頼元	発見者（企業）→環境省九州地方環境事務所
依頼方法	写真及び検体（標本）
同定者	（一財）自然環境研究センター、寺山守氏
判明種	オオアリ属の一種 <i>Camponotus</i> sp.（外来種）
法制上のカテゴリ	—
事後対応	外来種オオアリ属の一種 <i>Camponotus</i> sp. とする同定結果と、外来種であるが特定外来生物等には該当しないことを環境省九州地方環境事務所へ報告した。
備考	—

依頼元からの資料



15. アメイロアリ属の一種 *Paratrechin* sp.

対応開始日	2014年2月19日
発見場所・付着物	企業敷地内（神奈川県川崎市） バッテリー内部の基盤に付着
流通経緯	中華人民共和国→日本
発見状況	輸入したバッテリー内部の基盤に付着した死体を発見した。
依頼元	発見者（企業）→環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室
依頼方法	写真
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	アメイロアリ属の一種 <i>Paratrechin</i> sp.（外来種）
法制上のカテゴリ	—
事後対応	外来種アメイロアリ属の一種 <i>Paratrechin</i> sp. とする同定結果と、外来種であるが特定外来生物等には該当しないことを環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室へ報告した。
備考	—

【昆虫等陸生節足動物（クモ類）】

16. セアカゴケグモ *Latrodectus hasseltii*

対応開始日	2013年6月25日
発見場所・付着物	自動車整備会社の敷地内（岩手県盛岡市） 中古車のタイヤハウス付近
流通経緯	野外分布（岡山県から運搬されてきた車に付着していたと考えられる）
発見状況	6月24日、岡山県から運搬されてきた中古車を整備中、タイヤハウス付近から落ちてきた1個体を確認、捕獲した。
依頼元	発見者（一般個人）→岩手県盛岡市保健所→岩手県環境生活部自然保護課→環境省東北地方環境事務所
依頼方法	写真
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	セアカゴケグモ <i>Latrodectus hasseltii</i> （外来種）
法制上のカテゴリ	特定外来生物
事後対応	特定外来生物セアカゴケグモ <i>Latrodectus hasseltii</i> とする同定結果を環境省東北地方環境事務所に報告した。
備考	岡山県から岩手県に運ばれてくるまでの間に何カ所か経由されているとのこと。本種が付着していたと思われる車にはクモの巣が多くみられ、長いこと放置されていたと考えられる。 発見者が処分を保留し生きたまま保管中とのことであったので、速やかに殺処分する方法としてエアゾール式の殺虫剤若しくは熱湯をかける方法を保管者に伝えるよう環境省の担当官に連絡した。

依頼元からの資料



17. オオヒメグモ *Parasteatoda tepidariorum*

対応開始日	2013年7月2日
発見場所・付着物	民家（川崎市高津区） 民家に設置された量水器内
流通経緯	野外分布
発見状況	7月1日の15時20分頃、民家及びアパートに設置された量水器内に営巣していた個体を発見・捕獲した。発見・捕獲状況の詳細は以下の通り。 ①成虫：築数年の建売住宅が5件ほど隣接して建っており、うち1件の駐車スペース（コンクリート）内にある量水器（幅15cm×長さ30cm×深さ10cm）のふたを開けた際、内部で営巣していたもの。 ②子クモ：建売住宅に金網フェンス越しに隣接する集合住宅（築10年ほど）1階玄関前コンクリート部分にある量水器（幅15×長さ30cm×深さ10cm）のふたを開けた際、内部で営巣していたもの。 ①と②の距離は1mほど。いずれも日あたりはよい場所であったが、量水器のふたは閉まっておりずれ等には生じていなかった。なお、量水器は比較的新しいきれいなもので、金属の蓋裏は発泡スチロールであった。 付近の排水溝、自販機下部、室外機下部を調べたが量水器内以外の場所にクモは確認されなかった（排水溝に巣の残骸はあった）。
依頼元	神奈川県川崎市→環境省関東地方環境事務所
依頼方法	写真
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	オオヒメグモ <i>Parasteatoda tepidariorum</i> （在来種）
法制上のカテゴリ	—
事後対応	在来種オオヒメグモとする同定結果を環境省関東地方環境事務所に報告した。
備考	—

依頼元からの資料



18. マダラヒメグモ *Steatoda triangulosa*

対応開始日	2013年7月3日
発見場所・付着物	民家の玄関（岩手県盛岡市神子田）
流通経緯	野外分布
発見状況	一般市民が自宅玄関でセアカゴケグモに似たクモ1頭を発見し、盛岡市に通報した。
依頼元	発見者（一般個人）→岩手県盛岡市→環境省東北地方環境事務所
依頼方法	写真及び検体（標本）
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	マダラヒメグモ <i>Steatoda triangulosa</i> （外来種）
法制上のカテゴリ	—
事後対応	外来種マダラヒメグモ <i>Steatoda triangulosa</i> とする同定結果と、外来種であるが特定外来生物等には該当しないことを環境省東北地方環境事務所に報告した。
備考	体長5mm程度。

依頼元からの資料



19. オオヒメグモ *Achaearanea tepidariorum*

対応開始日	2013年7月10日
発見場所・付着物	発電所敷地内（三重県尾鷲市） 庁舎横に設置された洗濯機奥及びグラウンド排水溝蓋裏
流通経緯	野外分布
発見状況	7月9日10:00～12:00、発電所敷地内の複数の箇所にて、三重県職員がヒメグモ科特有の籠状立体網の中に複数の個体と卵囊を発見した。
依頼元	三重県→環境省中部地方環境事務所
依頼方法	写真
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	オオヒメグモ <i>Achaearanea tepidariorum</i> （在来種）
法制上のカテゴリ	—
事後対応	在来種オオヒメグモ <i>Achaearanea tepidariorum</i> とする同定結果を環境省中部地方環境事務所に報告した。
備考	—

依頼元からの資料



20. ヒメグモ科の一種 Theridiidae sp.

対応開始日	2013年7月30日
発見場所・付着物	三河港（豊橋港）（愛知県豊橋市） コンテナ内
流通経緯	中華人民共和国→日本（三河港（豊橋港））（7/27入港）（海上輸送）
発見状況	7月29日 貨物コンテナ（スチール製パレット）に紛れていたクモを発見。 この1匹を見つけただけで、コンテナは閉めた。実物を見た人に、腹部の腹面には赤色の斑なかったことを確認した。
依頼元	名古屋税関→環境省中部地方環境事務所
依頼方法	写真
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	ヒメグモ科の1種 Theridiidae sp.（在来・外来不明）
法制上のカテゴリ	—
事後対応	ヒメグモ科の1種 Theridiidae sp.とする同定結果を環境省関東地方環境事務所 所に報告した。
備考	—

依頼元からの資料



21. マダラヒメグモ *Steatoda triangulosa*

対応開始日	2013年8月2日
発見場所・付着物	民家敷地内（神奈川県相模原市南区西大沼地内） 民家の散水栓のふた裏
流通経緯	野外分布
発見状況	一般民家の散水栓のふたの裏にて発見・捕獲した。近くにもう少し小さいが似ているクモがいることも確認した。
依頼元	環境省関東地方環境事務所
依頼方法	写真
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	マダラヒメグモ <i>Steatoda triangulosa</i> （外来種）
法制上のカテゴリ	—
事後対応	外来種マダラヒメグモ <i>Steatoda triangulosa</i> とする同定結果と、外来種であるが特定外来生物等には該当しないことを環境省関東地方環境事務所に報告した。
備考	—

依頼元からの資料



22. カバキコマチグモ *Chiracanthium japonicum*

対応開始日	2013年8月8日
発見場所・付着物	畜産農場の作業場（宮城県白石市）
流通経緯	野外分布
発見状況	8月7日、作業場でゴミ袋に事務室のゴミを詰め込んでいたところ、クモに手のひらを咬まれた。強い痛みがあったため、病院に通院した。確認したのは1個体でセアカゴケグモを疑い捕獲して、宮城県へ連絡した。
依頼元	発見者（一般個人）→宮城県仙南保健所→環境省東北地方環境事務所
依頼方法	写真及び検体（標本）
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	カバキコマチグモ <i>Chiracanthium japonicum</i> （在来種）
法制上のカテゴリ	—
事後対応	在来種カバキコマチグモ <i>Chiracanthium japonicum</i> とする同定結果を環境省東北地方環境事務所に報告した。
備考	—

依頼元からの資料



23. セアカゴケグモ *Latrodectus hasseltii*

対応開始日	2013年8月19日
発見場所・付着物	一般企業の事務所駐車場（熊本県熊本市北区） 自動車左前輪のフェンダー部分
流通経緯	野外分布
発見状況	8月17日、事業所の駐車場に1カ月以上駐車していた自動車の左前輪タイヤ上部のフェンダー部分に付着していたメス1個体を事業所の従業員が発見、捕獲した。8月19日、熊本県自然環境保護課が捕獲された個体を譲り受けた。
依頼元	発見者（企業職員）→熊本県自然環境課→環境省九州地方環境事務所
依頼方法	写真
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	セアカゴケグモ <i>Latrodectus hasseltii</i> （外来種）
法制上のカテゴリ	特定外来生物
事後対応	特定外来生物セアカゴケグモ <i>Latrodectus hasseltii</i> とする同定結果を環境省九州地方環境事務所に報告した。
備考	自動車は熊本県内で使用し、概ね熊本市と合志市の行き来に利用していた。

依頼元からの資料



24. アシダカグモ属の一種 *Heteropoda* sp.、ヒメグモ属の一種 *Achaeearanea* sp.

対応開始日	2013年8月28日
発見場所・付着物	横浜港本牧埠頭（神奈川県横浜市中区） コンテナ内（漬物）
流通経緯	フィリピン共和国（Manila（マニラ港））（8/7 出港）→日本（横浜港本牧埠頭）（8/27 入港）
発見状況	荷揚げされたコンテナ内を開いたところ、2種類のクモを発見した。
依頼元	発見者（企業）→環境省関東地方環境事務所
依頼方法	写真及び検体（標本）
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	アシダカグモ属の一種 <i>Heteropoda</i> sp.（在来・外来不明）、ヒメグモ属の一種 <i>Achaeearanea</i> sp.（在来・外来不明）
法制上のカテゴリ	—
事後対応	アシダカグモ属の一種 <i>Heteropoda</i> sp.、ヒメグモ属の一種 <i>Achaeearanea</i> sp. とする同定結果と、特定外来生物等には該当しないことを環境省関東地方環境事務所に報告した。
備考	発見されたクモは業者により市販の殺虫剤で殺処分された。

依頼元からの資料



25. ズグロオニグモ *Yaginumia sia*

対応開始日	2013年9月3日
発見場所・付着物	民家（アパート）の室内（栃木県高根沢町）
流通経緯	野外分布
発見状況	住民が室内で1個体を発見・捕獲した。
依頼元	栃木県環境森林部自然課→環境省関東地方環境事務所
依頼方法	写真
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	ズグロオニグモ <i>Yaginumia sia</i> （在来種）
法制上のカテゴリ	—
事後対応	在来種ズグロオニグモ <i>Yaginumia sia</i> とする同定結果を環境省関東地方環境事務所に報告した。
備考	大きさ 胴体部 5mm。脚を入れた全長 10mm

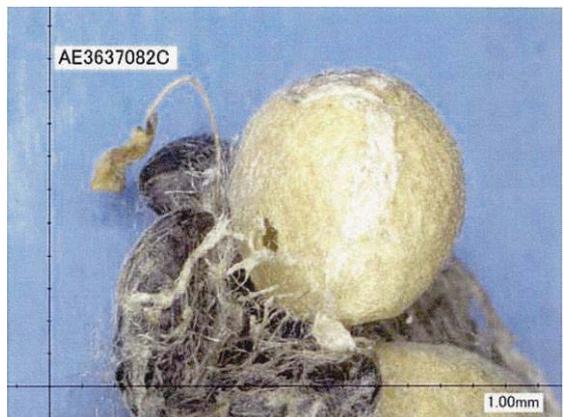
依頼元からの資料



26. セアカゴケグモ *Latrodectus hasseltii*

対応開始日	2013年9月10日
発見場所・付着物	工場構内（千葉県市原市） 倉庫及びその周辺
流通経緯	野外分布
発見状況	工場職員が構内の倉庫にてクモ2個体発見し、駆除業者へ駆除を依頼した。駆除の翌日、駆除業者によって実施された周辺確認により新たに3個体を確認、駆除された。
依頼元	千葉県自然保護課→環境省関東地方環境事務所
依頼方法	写真
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	セアカゴケグモ <i>Latrodectus hasseltii</i> (外来種)
法制上のカテゴリ	特定外来生物
事後対応	特定外来生物セアカゴケグモ <i>Latrodectus hasseltii</i> とする同定結果を環境省関東地方環境事務所に報告した。
備考	—

依頼元からの資料



27. セアカゴケグモ *Latrodectus hasseltii*

対応開始日	2013年9月12日
発見場所・付着物	倉庫のある敷地駐車場（千葉県千葉市美浜区）
流通経緯	野外分布
発見状況	9月11日の10時30分頃、駐車場利用者がクモ2個体を発見・捕獲し、千葉市保健所に通報した。同日の13時10頃、通報者によって千葉市保健所に持ちこまれた。
依頼元	発見者（一般個人）→千葉県千葉市→環境省関東地方環境事務所
依頼方法	写真
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	セアカゴケグモ <i>Latrodectus hasseltii</i> （外来種）
法制上のカテゴリ	特定外来生物
事後対応	特定外来生物セアカゴケグモ <i>Latrodectus hasseltii</i> とする同定結果を環境省関東地方環境事務所に報告した。
備考	—

依頼元からの資料



28. イトグモ *Loxosceles rufescens*

対応開始日	2013年10月9日
発見場所・付着物	民家家屋内（愛媛県愛南町）
流通経緯	野外分布
発見状況	民家の家屋内にて2個体が発見・捕獲された。住民の方が噛まれており、重篤な症状（皮膚の一部が壊死）のため入院した。
依頼元	愛媛県→環境省中国四国地方環境事務所
依頼方法	検体（標本）
同定者	（一財）自然環境研究センター、小野展嗣氏
判明種	イトグモ <i>Loxosceles rufescens</i> （在来種）
法制上のカテゴリ	—
事後対応	在来種イトグモ <i>Loxosceles rufescens</i> とする同定結果を環境省中国四国地方環境事務所に報告した。
備考	国内で初の咬傷事例。かなり強い毒性（皮膚の一部が壊死）を持っていることが確認された。

依頼元からの資料



29. イエオニグモ *Neoscona nautica*

対応開始日	2013年11月6日
発見場所・付着物	成田国際空港南部貨物地区（千葉県成田市） オランダ航空積み貨物ULD(Unit Load Device)
流通経緯	オランダ王国（Schiphol（スキポール国際空港）（Amsterdam/アムステルダム） （11/2 発地）→日本（成田国際空港）（11/3 到着）（空路）
発見状況	11/3（日）に一般企業（貨物会社）がオランダ航空積み貨物のULD解体時にクモを発見、捕獲。11/5（火）に成田自然保護官事務所が引き取り。
依頼元	発見者（企業職員）→環境省成田自然保護官事務所
依頼方法	写真及び検体（標本）
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	イエオニグモ <i>Neoscona nautica</i> （在来種）
法制上のカテゴリ	—
事後対応	在来種イエオニグモ <i>Neoscona nautica</i> とする同定結果を環境省中部地方環境事務所に報告した。
備考	—

依頼元からの資料



30. アリグモ属の一種 *Myrmarachne* sp.

対応開始日	2013年11月29日
発見場所・付着物	—
流通経緯	野外分布
発見状況	すばやく逃げようとしたため依頼者が叩いて捕獲、撮影後サンプル提供
依頼元	発見者（一般個人）→環境省関東地方環境事務所
依頼方法	写真及び検体（標本）
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	アリグモ属の1種 <i>Myrmarachne</i> sp. （在来種）
法制上のカテゴリ	—
事後対応	在来種アリグモ属の一種 <i>Myrmarachne</i> sp. とする同定結果を環境省関東地方環境事務所に報告した。
備考	—

依頼元からの資料



31. セアカゴケグモ *Latrodectus hasseltii*

対応開始日	2013年12月16日
発見場所・付着物	熊本県熊本市北区
流通経緯	野外分布
発見状況	過去にセアカゴケグモが確認された場所の近隣にて卵のうを発見し、採取した。採取後、孵化し多くの幼体が得られている。
依頼元	熊本県自然環境課→環境省九州地方環境事務所
依頼方法	写真及び検体（標本）
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	セアカゴケグモ <i>Latrodectus hasseltii</i> （外来種）
法制上のカテゴリ	特定外来生物
事後対応	特定外来生物セアカゴケグモ <i>Latrodectus hasseltii</i> とする同定結果を環境省九州地方環境事務所に報告した。
備考	—

依頼元からの資料



32. セアカゴケグモ *Latrodectus hasseltii*

対応開始日	2013年12月19日
発見場所・付着物	熊本県熊本市
流通経緯	野外分布
発見状況	—
依頼元	熊本県熊本市生活衛生課→環境省九州地方環境事務所
依頼方法	写真及び検体（標本）
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	セアカゴケグモ <i>Latrodectus hasseltii</i> （外来種）
法制上のカテゴリ	特定外来生物
事後対応	特定外来生物セアカゴケグモ <i>Latrodectus hasseltii</i> とする同定結果を環境省九州地方環境事務所に報告した。
備考	—

依頼元からの資料



33. マダラヒメグモ *Steatoda triangulosa*

対応開始日	2014年2月3日
発見場所・付着物	熊本県
流通経緯	野外分布
発見状況	—
依頼元	熊本県熊本市保健所生活衛生課→環境省九州地方環境事務所
依頼方法	写真
同定者	(一財) 自然環境研究センター
判明種	マダラヒメグモ <i>Steatoda triangulosa</i> (外来種)
法制上のカテゴリ	—
事後対応	外来種マダラヒメグモ <i>Steatoda triangulosa</i> とする同定結果と、外来種であるが特定外来生物等には該当しないことを環境省東北地方環境事務所に報告した。
備考	体長 5 mm程度

依頼元からの資料



【昆虫等陸生節足動物（サソリ類）】

34. キョクトウサソリ科の一種 Buthidae sp.

対応開始日	2013年7月4日
発見場所・付着物	工場敷地内（岡山県倉敷市） 機械部品を梱包したビニール袋内部
流通経緯	中華人民共和国（Dalian（大連/ダイレン港））（6/27 出発）→日本（広島県福山港）（7/2 入港）（海上輸送）→工場（岡山県倉敷市）（陸送）
発見状況	7/3 納品先より運送会社に連絡。メッシュパレットに置いた削り出しの機械部品に被せていたビニール袋の中に生きたサソリを発見。7/3 現在生きたまま袋に入れて保管しているとのこと。積荷はボルトやワッシャー等の機械部品と同梱であった。運送会社から環境省外来生物対策室に連絡があり、同室から自然環境研究センターへ送付していただくよう伝える。
依頼元	発見者（納品先）→物流会社職員→環境省外来生物対策室
依頼方法	写真及び検体（標本）
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	キョクトウサソリ科の一種 Buthidae sp. ( <i>Androctonus</i> 属の可能性が高い) (外来種)
法制上のカテゴリ	特定外来生物
事後対応	特定外来生物キョクトウサソリ科の一種 Buthidae sp. とする同定結果を環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室へ報告した。
備考	運送会社に保管状況や流通経路等を確認したところ、以下の情報を得た。積荷は大連港発で、様々な荷主の荷物と混載。コンテナ内で他の積荷から混入した可能性は否定できないが、発見したビニール袋の口は折り込んであり、外からの侵入の可能性は低いと考えられる。製品の出荷工場で付着したのではないか。とのこと。

依頼元からの資料



35. コガネサソリ科 *Heterometrus* 属の一種 *Heterometrus* sp.

対応開始日	2013年9月27日
発見場所・付着物	横浜港南本牧埠頭 C-2 (神奈川県横浜市中区) コンテナ内 (土壌改良材)
流通経緯	スリランカ民主社会主義共和国 (Colombo/コロンボ港) (8/27 出港) → 日本 (横浜港南本牧埠頭 (9/20 入港))
発見状況	2013年9月27日 (PM)、横浜港南本牧埠頭1番地 BC 突堤間の企業港内にて 職員が作業中に土壌改良材のコンテナ内部から、生きたサソリ1個体を発見・ 捕獲した。
依頼元	発見者 (一般個人) → 環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室
依頼方法	検体 (標本)
同定者	(一財) 自然環境研究センター
判明種	コガネサソリ科 <i>Heterometrus</i> 属の一種 <i>Heterometrus</i> sp. (外来種)
法制上のカテゴリ	種類名証明書の添付が必要な生物
事後対応	種類名証明書の添付が必要な生物コガネサソリ科 <i>Heterometrus</i> 属の一種 <i>Heterometrus</i> sp. とする同定結果を環境省自然環境局野生生物課外来生物対 策室へ報告した
備考	—

依頼元からの資料



【陸生節足動物を除く無脊椎動物（甲殻類）】

36. ザリガニ上科の一種 *Astacoidea* sp.、またはミナミザリガニ上科の一種 *Parastacoidea* sp.

対応開始日	2013年10月24日
発見場所・付着物	大阪税関外郵便出張所（大阪府泉南市泉州空港南） 国際郵便荷物
流通経緯	海外からの国際郵便荷物
発見状況	国際郵便荷物を検査中、1袋に4個体程度小分けされた状態で6袋（1袋のみ開封し確認）ほどが確認された。計24個体程度入っているものと考えられる。
依頼元	大阪税関外郵便出張所→環境省近畿地方環境事務所
依頼方法	写真
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	ザリガニ上科の一種 <i>Astacoidea</i> sp.、またはミナミザリガニ上科の一種 <i>Parastacoidea</i> sp.（外来種）
法制上のカテゴリ	未判定外来生物
事後対応	未判定外来生物ザリガニ上科の一種 <i>Astacoidea</i> sp.、またはミナミザリガニ上科の一種 <i>Parastacoidea</i> sp. とする同定結果を環境省近畿地方環境事務所へ報告した。
備考	—

依頼元からの資料



【植物】

37. オオキンケイギク *Coreopsis lanceolata*

対応開始日	2013年6月10日
発見場所・付着物	行田市内の市立公園内（埼玉県行田市）
流通経緯	野外分布
発見状況	行田市環境課の職員が市立公園内に生息していることを確認した。
依頼元	行田市環境課→環境省関東地方環境事務所
依頼方法	写真
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	オオキンケイギク <i>Coreopsis lanceolata</i> （外来種）
法制上のカテゴリ	特定外来生物
事後対応	写真の形態、生育状況から判断して、特定外来生物オオキンケイギク <i>Coreopsis lanceolata</i> とすることが妥当であるという判断を環境省関東地方環境事務所へ報告した。
備考	埼玉県にオオキンケイギクが分布していること、野外での生育状況、花の色や形態、茎葉の形態、株立ちの状況、生育環境から、日本で広くオオキンケイギク（八重咲きの園芸品種を含む）として野外で生育しているものと考えられた。

依頼元からの資料



38. オオキンケイギク *Coreopsis lanceolata*

対応開始日	2013年6月11日
発見場所・付着物	河川流域の歩道脇（山形県山形市馬見ヶ崎川）
流通経緯	野外分布
発見状況	馬見ヶ崎川の流域に住む住人が、数年前から一面に開花していることを確認し、駆除していた。最近また増えてきたため、上記の川沿いに大増殖し生態系に甚大な影響を及ぼすことを懸念して同定を依頼。
依頼元	発見者（一般個人）→環境省東北地方環境事務所
依頼方法	写真
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	オオキンケイギク <i>Coreopsis lanceolata</i> （外来種）
法制上のカテゴリ	特定外来生物
事後対応	写真の形態、生育状況から判断して、特定外来生物オオキンケイギク <i>Coreopsis lanceolata</i> とすることが妥当であるという判断を環境省東北地方環境事務所へ報告した。
備考	山形県にオオキンケイギクが分布していること、野外での生育状況、花の色や形態、茎葉の形態、株立ちの状況、生育環境から、日本で広くオオキンケイギクとして野外で生育しているものと考えられた。

依頼元からの資料



39. オオキンケイギク *Coreopsis lanceolata*

対応開始日	2013年7月22日
発見場所・付着物	標本1（上写真）：路傍（長野県軽井沢町）、標本2（下写真）：民家の庭（長野県御代田町）
流通経緯	標本1：野外分布、標本2：民家の庭に植栽。
発見状況	軽井沢の野外での生育を確認（標本1）、対比のため採取（標本2）
依頼元	軽井沢サクラソウ会議事務局→環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室
依頼方法	写真（さく葉標本）
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	オオキンケイギク <i>Coreopsis lanceolata</i> （外来種）
法制上のカテゴリ	特定外来生物
事後対応	写真の形態から判断して、特定外来生物オオキンケイギク <i>Coreopsis lanceolata</i> とすることが妥当であるという判断を環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室へ報告した。
備考	長野県にオオキンケイギクが分布していること、花の色や形態、茎葉の形態、株立ちの状況から、日本で広くオオキンケイギクとして野外で生育しているものと考えられた。

依頼元からの資料



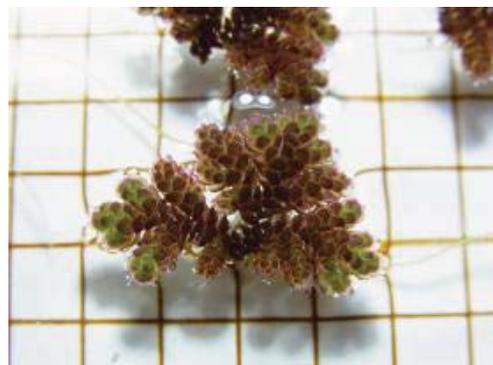
40. アイオオアカウキクサ *Azolla cristata* × *filiculoides*

対応開始日	2014年2月27日
発見場所・付着物	住宅地内のため池（熊本県山鹿市）
流通経緯	野外分布
発見状況	熊本県山鹿市の職員が山鹿市中のため池に生育に生息していることを確認した
依頼元	熊本県山鹿市環境課→環境省九州地方環境事務所
依頼方法	写真及び検体（生体）
同定者	（一財）自然環境研究センター
判明種	アイオオアカウキクサ <i>Azolla cristata</i> × <i>filiculoides</i> （外来種）
法制上のカテゴリ	種類名証明書の添付が必要な生物
事後対応	種類名証明書の添付が必要な生物アイオオアカウキクサ <i>Azolla cristata</i> × <i>filiculoides</i> する同定結果を環境省九州地方環境事務所へ報告した。
備考	送付された写真のみでの同定は困難だったため、生体の送付を依頼した。送付された生体を、60倍の実態顕微鏡を使用してアイオオアカウキクサと同定した。

依頼元からの資料



野外での生育状況



全体の形態



根毛



葉状体の表面に見える突起